

(平成23年1月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

佐賀厚生年金 事案 1051

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成11年8月2日、資格喪失日は同年9月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成11年8月の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から13年3月31日まで

平成9年1月にB社に入社し、働いていた。途中でB社を退職し、A社に就職したが、その後同社を退職し、B社に再び入社し、平成13年3月まで働いていた。健康保険証をもらって、医療機関に通っていた記憶がある。

勤務していたことに間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立てについて、雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、平成11年8月2日から同年9月29日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同姓同名で生年月日が同一の者が、平成11年8月2日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年9月30日に同資格を喪失したことが確認できるところ、当該被保険者記録は、いずれの基礎年金番号にも統合されていないことが確認できる。

これらのことから、事業主は、申立人が平成11年8月2日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年9月30日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、平成11年8月2日から同年9月30日までの期間における標準報酬月額については、オンライン記録で確認できる申立人と同姓同名の未統合の記録

から、15万円とすることが妥当である。

一方、B社に係る申立てについて、同社は、申立人が平成10年2月から11年5月までの期間及び12年3月から13年2月までの期間について勤務していたと回答しているところ、雇用保険の記録により、10年2月16日から11年5月14日までの期間及び12年3月29日から13年2月27日までの期間、同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間におけるB社に係るオンライン記録に申立人の氏名は無い上、申立人は、申立期間を含む平成7年11月28日から13年6月2日までの期間、C市の国民健康保険に加入していることが確認できる。

また、申立人がB社に同時期に入社したと供述する同僚の厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人が1度目に同社を退職した時期に被保険者資格を取得しており、また、申立人が2度目に同社に入社した時期に勤務していたと供述する別の同僚は同社において厚生年金保険被保険者記録が無いことから、同社では入社後すぐに厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていたわけではなく、また、全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、B社は、申立期間の賃金台帳等を保管しておらず、また申立人も申立期間の給与明細書等を所持していないため、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がB社の厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年11月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月14日から同年12月1日まで
昭和25年3月にA社に入社し、59年10月まで継続して勤務した。

昭和27年11月14日にA社C支店に異動となり、28年10月まで同支店に勤務したが、27年11月14日から同年12月1日までが未加入期間となっている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の厚生年金保険記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人に係る社員名簿、同社からの回答書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に昭和25年3月から59年10月までの期間継続して勤務し(昭和27年11月14日にA社本店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)におけるA社に係る昭和27年12月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年8月6日に支給された賞与において、22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を22万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成19年12月17日に支給された賞与において、26万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を26万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年夏頃
② 平成19年12月

平成19年の夏と冬に、当時勤めていたA事業所からそれぞれ22万円、27万円の賞与の支給があり、当時の給料支払明細書を見ると厚生年金保険料が控除されているが、国（厚生労働省）の記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料支払明細書及びA事業所の事業主の子息が保管する同事業所の申立人に係る平成19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、19年に支給された賞与額がそれぞれ22万円（19年夏）、27万円（19年12月）であることが確認できる。

また、申立期間①については、上記の給料支払明細書と所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、その主張する標準賞与額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の

特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とすることとされており、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、上記の給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から確認できる保険料控除額から、26万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間における賞与の支給日について、上記の給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳のいずれも記載が無く不明であるものの、申立人が保管する預金通帳から確認できる申立期間における賞与の一部を預け入れた日から、申立期間①については、平成19年8月6日、申立期間②については、同年12月17日とすることが妥当である。

なお、申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡し、事業所は廃止されているため確認することはできないが、申立期間において申立人と同様にA事業所から賞与を受けたとする同僚も、それぞれの賞与に係る記録が無いことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 1054

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 4 月 1 日から 13 年 4 月 11 日まで
昭和 48 年学校卒業と同時に、A社（現在は、B社）に入社し、職場は変わったが、平成 16 年 3 月まで働き、12 年から 13 年頃までは休む暇もない状況だったことを覚えている。
申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、昭和 48 年 3 月 1 日から平成 12 年 4 月 1 日までの期間及び 13 年 4 月 11 日から 16 年 4 月 1 日までの期間となっているところ、雇用保険の記録は、昭和 48 年 3 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの期間、13 年 6 月 11 日から 16 年 3 月 31 日までの期間となっており、申立期間に係る勤務実態を確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人はA社に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成 12 年 4 月 1 日に喪失した後、同日付けで国民年金に加入し、同年 4 月から 6 月までの国民年金保険料を同年 6 月に納付し、さらに、同年 7 月から 13 年 3 月までの国民年金保険料を 12 年 7 月 14 日に一括して納付した記録を確認することができる。

さらに、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格を平成 12 年 4 月 1 日に喪失した時点で、申立人が継続療養（健康保険被保険者資格を喪失した後も、被保険者期間中に受診していた疾病について、引き続き健康保険で診療が受けられる制度）を受けたとされる記録もオンライン記録において確認することができる。申立人は申立期間中、健康保険被保険者資格を喪失していたと考えられる。

加えて、申立期間当時、人事を担当していた同僚は、「A社では、正社員が退職して再就職した場合、再就職後はパート契約になって、時間給となること

が多くみられ、申立人が厚生年金保険に再加入しているのであれば、申立人もそうだったのではないかと思う。パート契約で、勤務時間が短ければ、厚生年金保険には加入させず、雇用保険についても同様の取扱いをしている。」と供述している。

また、B社は、申立期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、また、申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。